

(2) 流域市町

1) 千葉市

法令等名称：雨水貯留槽と雨水浸透ます設置補助制度について
指定状況：雨水浸透ます設置ができない場所及び適さない場所が指定されている。

(1) 設置できない場所

- ア 建築物、隣地境界から50cm以内の区域
- イ 斜面付近は、傾斜度35度以上で傾斜地の高さが2m以上の土地は、のり尻から高さの3倍以内の区域
- ウ 擁護されたのり面は、のり尻から高さの1.5倍の区域
- エ 工場跡地や埋め立て地等で土壤汚染があり、地下水の汚染が予想される場所
- オ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

(2) 設置に適さない土地

- ア 地下水位の高い低地
- イ 透水性のあまり期待できない土質の区域

2) 船橋市

法令等名称：船橋市雨水浸透施設設置指導基準
指定状況：適用除外の指定をしている。

(適用除外)

第8条 適用区域のうち次に掲げるものについては、これを除外する。

- 1 雨水調整施設が設置された場合
- 2 崖上及び擁壁等により、1メートル以上の段差がある場合
- 3 浸透効果が見込まれない場合
- 4 その他市長が特に認めた場合

3) 佐倉市

法令等名称：雨水貯留浸透施設設置基準
指定状況：設置禁止区域等が指定されている。

(設置禁止区域等)

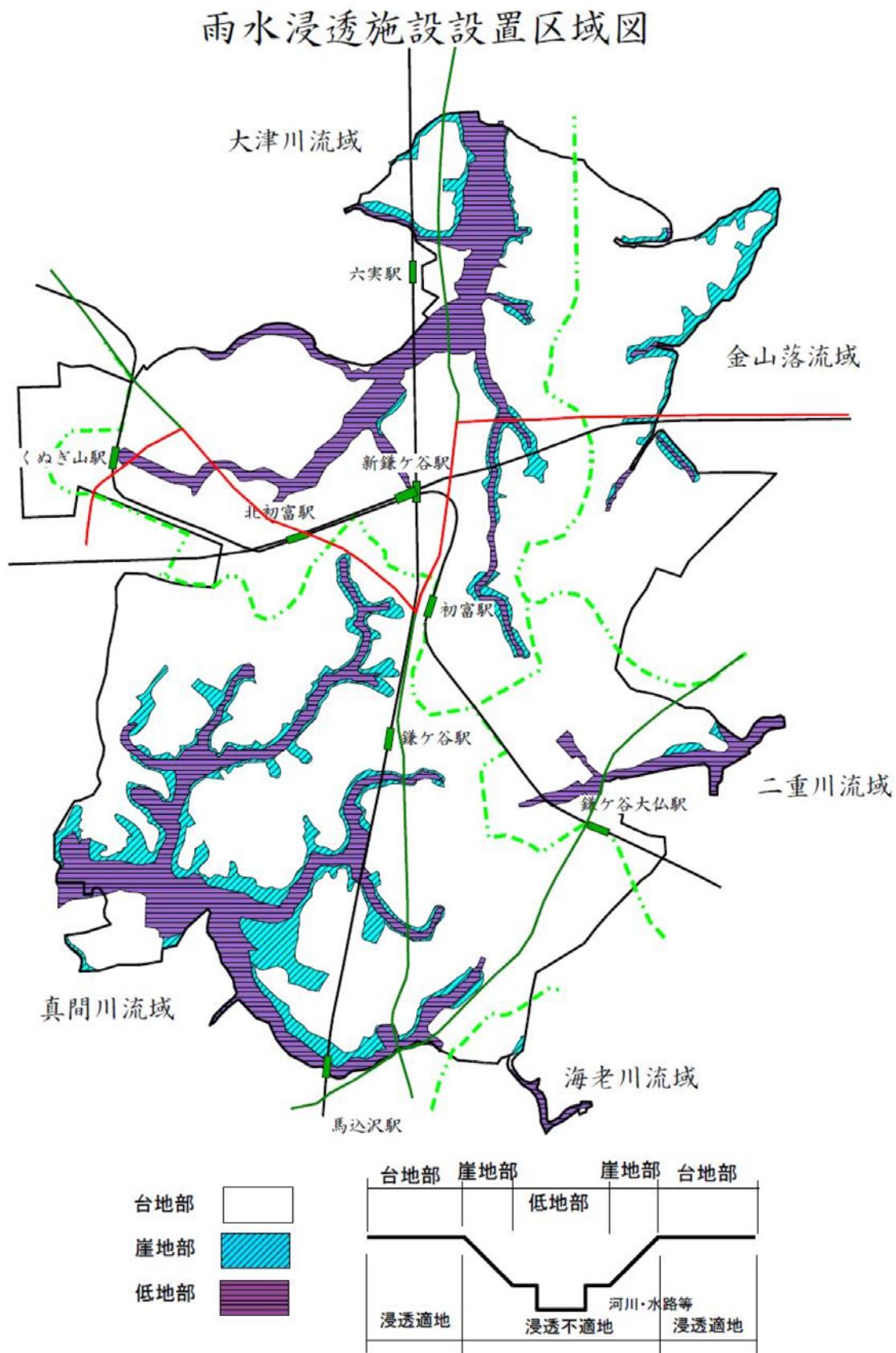
第3条 雨水浸透施設の設置禁止区域は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 傾斜度30度以上で傾斜地の高さが2メートル以上の斜面付近における斜面並びに法肩及び法尻から高さの2倍以内の区域
- (2) 工場跡地、埋立地等で土壤汚染があり、地下水の汚染が予想される場所
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他法令により浸透施設の設置が禁止されている区域

4) 鎌ヶ谷市

法令等名称：雨水浸透枠の設置をお願いします。

指定状況：設置が不適切な箇所を挙げ、注意を促している。



※ 区域分けは参考であるため、詳細については道路河川建設課治水係までお問い合わせ下さい。

5) 八千代市

法令等名称：八千代市雨水排水施設整備指導指針

指定状況：雨水調整施設の設置区域等が指定されている。

第3条 雨水調整施設の設置にかかる基準等は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域においては開発区域面積が0.05ヘクタール以上の開発事業、市街化調整区域においては都市計画法第29条又は同法第43条の許可を要するもの（ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築又は0.1ヘクタール未満の自己の業務の用に供する建築物の建築を目的とするものは除く。）について、流末施設及び雨水排水計画の状況により流出抑制を必要とする場合は、市と協議の上、雨水調整施設（事業者等の管理する開発事業区域内に雨水を貯留できる施設）を設置するものとする。

ただし、間地貯留型雨水調整施設での雨水調整は、共同住宅や商業施設等事業区域の一角に建築物等が集中するような開発行為を除き原則としてできないものとする。

また、浸透型雨水調整施設を設置する場合は、次の事項に配慮すること。

- ① 社団法人雨水貯留浸透技術協会発行の「雨水浸透施設設置技術指針〔案〕」によること。
- ② 次の区域には、原則として設置しないこと。
 - ア 土壤汚染区域及び地下水汚染区域
 - イ 地下水位の高い区域その他浸透効果の得られない区域
 - ウ 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域等法令指定区域
 - エ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - オ その他の傾斜地及びその近接区域（別図参照）
 - カ その他事業区域及び周辺地域の地盤の安定性を損なうおそれのある区域
- ③ 凈化槽処理水は浸透させないこと。

(3) その他

1) 市川市

法令等名称：雨水調整施設整備に関する技術指針

指定状況：施設の適用区域を指定し、そこで適用除外についても指定している。

ウ 施設の適用区域

北部ローム台地と中部、南部の砂質土分布地域を浸透施設設置適地（別紙「浸透施設設置適地図」参照）とし、適用区域とする。

なお、地下水位と地表との距離が1.3m未満である場合を適用除外とし、また、斜面崩壊を起こす恐れのある傾斜地および工場跡地や埋立地等で土壤の汚染物質を拡散、地下水を汚染する恐れのある区域を設置禁止区域とする。

町名(五十音順)
○北部ローム台地 市川(四)、稲越町、大野町、大町、鬼越(一)、柏井町、北方(一・三)、北国分、国府台、国分(二・三・四・五・六・七)、下貝塚、須和田、曾谷(一・二・三・四・五・八)、高石神、中国分、中山、奉免町、北方町四、堀之内(一・二・三・四)、真間(四・五)、宮久保(二・四・六)、本北方(三)、若宮の各一部 ○中部、南部砂質土分布地域 相之川(一・二)、新井(一・二)、伊勢宿、市川(一・二・三)、市川南、大洲(三)、大和田(二)、押切、鬼越(二)、欠真間(一)、河原、香取(一)、北方(二)、高谷(一・二)、下新宿、新田(一・五)、島尻、菅野(一・二・三・四)、須和田(一)、関ヶ島、田尻(二・四・五)、稻荷木、原本(一・二・三)、東菅野(一・二・三・四)、平田(一・二)、広尾(一・二)、二俣(二)、本行徳、本塩、真間(一・二・三)、湊、湊新田、妙典(一・三)、八幡の各一部

2) 我孫子市

法令等名称：我孫子市雨水抑制施設設置補助金交付要綱

指定状況：適用除外の指定がされている。

（適用除外）

第5条 第3条第3項及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、雨水浸透施設の設置を要しない。

- (1) 我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準（雨水編）に基づき雨水流出抑制対策が講じられている場合
- (2) 当該敷地の雨水浸透効果が見込めないと市長が認めた場合
- (3) 当該敷地に雨水抑制施設を設置することにより、周辺のがけ、擁壁等に悪影響を及ぼす可能性があると市長が認めた場合
- (4) その他雨水抑制施設を設置することが不適当であると市長が認めた場合

3) 小金井市

法令等名称：雨水浸透施設の技術指導基準

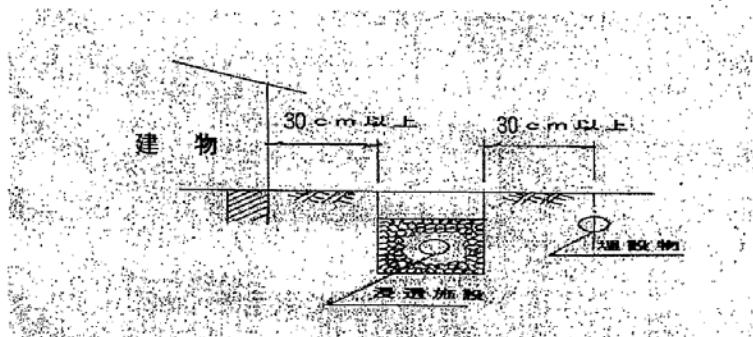
指定状況：設置禁止区域が指定されている。

2 設置禁止区域

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に係る区域
- (2) 急傾斜地
- (3) 法面の安全性が損なわれる区域
- (4) 自然環境を害するおそれがある区域

(標準位置)

(1) 浸透施設は、原則として図のとおり構造物から30cm以上離すこと。



(2) 人工法面からは、図のとおりの距離を確保すること。

